

受動喫煙防止にご協力ください。



受動喫煙とは？

本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。喫煙者が吸っている煙だけではなくタバコから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。

受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)の4疾患について、年間約1万5千人が受動喫煙で死亡していることがわかっています。

周囲の状況に配慮しましょう。



人のいる場所や歩きたばこ、子どもの前での喫煙はやめましょう。
路上、ベランダや庭、窓を開けての喫煙は、近隣にも煙が広がります。

施設のルールは？

敷地内禁煙



学校・病院・
行政機関など

例外として、敷地内の屋内に要件を満たした喫煙場所を設置可能です。

屋内禁煙



飲食店・
事務所など

例外として、住居やホテル等の客室、基準を満たした喫煙室、喫煙が主目的のバー等、届出済の小規模飲食店では喫煙可能です。

飲食店等のルールは？



屋内で喫煙できる施設は、標識が掲示されています。
(標識の掲示がない施設は禁煙です。)

喫煙エリアに20歳未満の方は、立入禁止です。
(※保護者の方も注意してください。)

お問合せ先

加須市いきいき健康長寿課
電話：62-1311